



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 セ ッ ク
代表者名 代表取締役社長 秋 山 逸 志
(コード番号：3741)
問合せ先 総務部長 持 田 恒 夫
(TEL. 03-5491-4770)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針および「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指してまいります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 45 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 29 条の規定の一部を変更するものであります。
- ③その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 27 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 27 年 6 月 25 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、7名以内とする。 2 <u>監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>

(取締役会の招集権者および議長)
第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)
第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)
第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会の議事録)
第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)
第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)
第29条 (条文省略)
2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)
第30条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)
第31条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)
第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席

(取締役会の招集権者および議長)
第23条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)
第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)
第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)
第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)
第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)
第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)
第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)
第30条 (現行どおり)
2 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)
第31条 当社は監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

<p>し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第40条～第42条 (条文省略)</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第44条～第47条 (条文省略)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第35条～第37条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第39条～第42条 (現行どおり)</u></p>
--	---

附 則

(新 設)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当社は、第45期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第45期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。